

青森県報

号外第二十二号

令和二年
三月二十七日
(金曜日)

目次

○青森県社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	(健康福祉課)	…二
○青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例……………	(障害福祉課)	…三
○任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例……………	(人事課)	…七
○職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…七
○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…八
○職員の手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…八
○青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例……………	(環境保全課)	…九
○青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課)	…一〇
○青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課)	…三
○青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三
○青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(こどもみらい課)	…三
○青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例……………	(河川砂防課)	…四
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課)	…六
○青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課)	…九
○青森県営駐車場条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三

○青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三
○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課)	…三
○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三
○青森県営住宅条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四
○青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四
○青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(消防保安課)	…四
○青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四
○青森県病院事業条例の一部を改正する条例……………	(病院総務課)	…四
○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教育職員課)	…四
○青森県営スケート場条例の一部を改正する条例……………	(スポーツ健康課)	…四
○青森県税条例及び青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(警察生活安全課)	…四

青森県社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第二条 社会福祉法第六十八条の五第一項に規定する無料低額宿泊所に係る設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の運営に関する基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）（同令第十二条第六項

第一号ハただし書を除く。）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に係る法令が改正された場合の措置)

第三条 前条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定めら

れないときにおける同条の規定の適用については、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例

全ての人々が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心して暮らすことができる共生社会の実現は、私たちの願いである。

この共生社会の実現には、全ての障害者にとって、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるとともに、人々が交流し、情報を伝達し、互いの感情を理解し合うために必要な手話を含む言語その他の意思疎通手段について、可能な限り選択の機会が確保され、日常生活や社会生活において円滑な意思疎通が図られることが重要である。

そのためには、障害者にとっての多様な意思疎通手段についての県民の理解の促進や、障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に、県、市町村、県民等が一丸となって取り組んでいかなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、障害者の意思疎通手段の利用を促進し、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、この条例

を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害者の意思疎通手段の利用の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 意思疎通手段 言語（手話を含む。）、点字、音訳、代筆、筆談、指文字、要約筆記、字幕、触覚を使った意思疎通、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置その他の障害者と他者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。

三 意思疎通支援者 手話通訳、点訳、音訳、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助を行う者その他の障害者と他者との意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者の意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することが重要であるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 多様な意思疎通手段があることの理解が深められ、意思疎通手段の利用の機会の拡大が図られること。

二 県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める障害者の意思疎通手段の利用の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、障害者の意思疎通手段の利用の促進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、障害者の意思疎通手段の利用の促進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に關し、県が実施する障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、障害者が意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(学校等の設置者の取組)

第七条 意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒及び幼児等（以下「児童等」という。）が在籍する学校、保育所等（以下「学校等」という。）

の設置者は、当該学校等に在籍する児童等に対する意思疎通手段についての啓発、学習の機会の確保等障害者の意思疎通手段の利用を促進するための取組を実施するよう努めるものとする。

2 意思疎通手段の利用を必要とする児童等が在籍する学校等の設置者は、当該児童等の教育に携わる教職員に意思疎通手段に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努めるものとする。

3 意思疎通手段の利用を必要とする児童等が在籍する学校等の設置者は、当該児童等及びその保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとする。

(障害者のための施策に関する基本的な計画に定める事項)

第八条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画に障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項を定めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第九条 県は、障害者の意思疎通手段の利用についての県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、意思疎通支援者と連携し、障害者及びその保護者への意思疎通手段についての学習の機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通支援者等の養成)

第十条 県は、障害者と他者との意思疎通が円滑に行われるようにするため、意思疎通支援者及びその指導者の養成のための研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通手段を利用した情報の発信)

第十一条 県は、障害者が円滑に県政等に関する情報を取得することができるようにするため、意思疎通手段を利用して県政等に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(支援)

第十二条 県は、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第七条第一項」を「、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項」に、「給与」を「勤務条件」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付する。

第六条を第十一条とする。

第五条の見出しを削り、同条第二項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	勤勉手当	勤勉手当、任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第七条第五項に規定する特定任期付職員業績手当
第九条の三	職員	職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）
第十六条の二第一項	にある職員	にある職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第十九条の十一第一項において同じ。）
第十九条第二項	百分の百二十五	百分の百六十二・五

第五条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（給与条例の適用除外等）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第九条 給与条例第七条の三から第九条まで、第九条の三、第九条の四、第十一条の二から第十一条の五まで及び第十八条の規定は、法第五条の規

定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任期付職員条例」という。）第十条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第四項及び第六項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条の二</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）</p>	<p>勤務時間条例</p>
<p>第十条第二項第二号</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
<p>第十三条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤</p>

		<p>務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする</p>
<p>第十三条第三項</p>	<p>勤務時間条例第三条第二項、 第四条又は</p>	<p>任期付職員条例第十条の規定により読み替えられた勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条又は勤務時間条例</p>
<p>第十三条第四項</p>	<p>(第二項)</p>	<p>(任期付職員条例第九条</p>
<p>第十三条第五項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第九条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十から百分の百を減じた割合（当該時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五から百分の百二十五を減じた割合）を乗じて得た額とする</p>
<p>第十四条</p>	<p>(勤務時間条例</p>	<p>(任期付職員条例第十条の規定により読み替えられた勤務時間条例</p>
<p>第十九条の七第一項及び 第十九条の八第一項</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>任期付短時間勤務職員</p>

(任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定の適用)

第十条 任期付短時間勤務職員に対する次の表の上欄に掲げる職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項</p>	<p>とする</p>	<p>とする。ただし、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める</p>
<p>第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十二条第一項第一号並びに第十九条</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>任期付短時間勤務職員</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>任期付短時間勤務職員</p>
<p>同条第二項</p>	<p>同条第一項ただし書</p>	

第四条を第七条とする。

第三条中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第六条とする。

第二条の次に次の三条を加える。

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- 二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を

当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第十六条の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による承認

4 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する企業職員に対する前項の規定の適用については、同項中「承認を」とあるのは「承認その他の処分を」と、同項各号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつてこれらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

二 あらかじめ三年を超える任期を定めて職員又は短時間勤務職員を従事させる必要がある業務に従事させる場合

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同条」を「第十七条、第十八条第三項」に改める。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第三項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十九条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により任期を定めて採用された地方公共団体の一般職

の任期付職員の採用に関する法律第二条第二項に規定する短時間勤務職員

第十六条の表中「第四条第三項」を「第七条第三項」に、「第四条第四項」を「第七条第四項」に改める。

第二十条中「過員を生ずること」を「次に掲げる事情」に改め、同条に次の各号を加える。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條の次に次の三條を加える。

(任期付短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例)

第二十三条 任期付短時間勤務職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項</p>	<p>とする</p>	<p>とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める</p>
<p>第三条第一項ただし書、 第三条第二項ただし書、 第四条第二項、第八条 第一項、第十二条第一 項第一号及び第十九条</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>任期付短時間勤務職員</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>同条第二項</p>	<p>同条第一項ただし書</p>

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第二十三条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第四項及び第六項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条の二</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）</p>	<p>勤務時間条例</p>
<p>第十条第二項第二号</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
<p>第十三条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間で</p>

				ある場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする
第十三条第三項	勤務時間条例第三条第二項、第四条又は	育児休業条例第二十三条の規定により読み替えられた勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条又は勤務時間条例		
第十三条第四項	(第二項	(育児休業条例第二十四条		
第十三条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第二十四条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十から百分の百を減じた割合(当該時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五から百分の百二十五を減じた割合)を乗じて得た額とする		
第十四条	(勤務時間条例	(育児休業条例第二十三条の規定により読み替えられた勤務時間条例		
第十九条の七第一項及び第十九条の八第一項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員		
第十九条の十一第二項	まで、	まで、第九条の三、第九条の四、		
	再任用職員	任期付短時間勤務職員		

(任期付短時間勤務職員の任期の更新)

第二十五条 第六条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

3 第五条、第六条、第六条の二第二項、第六条の三、第九条から第十条まで及び第十七条の規定は、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（同項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員を除く。）には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、新たに職員となつた者のうち任期が定められたものの服務の宣誓については、任命権者が別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

五 第三条第一項第三号に掲げる職員で給料を支給されるもの 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

青森県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせるよう努めなければならない。
- い。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第十二条」を「第十二条第一項、第三項若しくは第四項」に改め、同項第五号中「第十四条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「販売業の登録及び」を「製造業、輸入業及び販売業の登録並びに」に改め、「並びに同項及び政令第三十六条の七第一項第一号の規定による製剤の製造（製剤の小分けを含む。以下同じ。）又は原体の小分けのみを行う毒物又は劇物の製造業（以下「製剤製造業」という。）及び製剤の輸入のみを行う毒物又は劇物の輸入業（以下「製剤輸入業」という。）の登録並びに当該登録の更新」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「及び政令第三十六条の七第一項第三号の規定による製剤製造業の製剤の製造又は原体の小分けのみに係る登録の変更及び製剤輸入業の製剤の輸入のみに係る」を「の規定による毒物又は劇物の製造業及び輸入業の」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項」に、「販売業」を「製造業、輸入業及び販売業」に改め、「並びに同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による製剤製造業及び製剤輸入業の登録票の書換え交付」を削り、同号を同条第四号とし、同条第七号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項」に、「販売業」を「製造業、輸入業及び販売業」に改め、「並びに同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による製剤製造業及び製剤輸入業の登録票の再交付」を削り、同号を同条第五号とする。

別表第一号及び第二号を次のように改める。

一 法第四条第一項の規定による 毒物又は劇物の製造業、輸入業 又は販売業の登録を受けようとする者	毒物劇物製造業等 登録手数料		製造業又は輸入業	二万八千四百円
	販売業			一万五千三百円
二 法第四条第三項の規定による 毒物又は劇物の製造業、輸入業 又は販売業の登録の更新を受け ようとする者	毒物劇物製造業等 登録更新手数料		製造業又は輸入業	一万六百元
	販売業			六千六百元

別表第四号中

製剤製造業又は製剤輸入業の場合	五千四百円
製剤製造業及び製剤輸入業以外の場合	三千二百円

を

五千四百円

に改め、同表第五号及び第六号を次のように改める。

五 政令第三十五条第一項の規定 による毒物又は劇物の製造業、 輸入業又は販売業の登録票の書 換え交付を受けようとする者	毒物劇物製造業等 登録票書換え交付 手数料		二千五百円
--	-----------------------------	--	-------

<p>六 政令第三十六条第一項の規定 による毒物又は劇物の製造業、 輸入業又は販売業の登録票の再 交付を受けようとする者</p>	<p>毒物劇物製造業等 登録票再交付手 料</p>		<p>四千百円</p>
--	-----------------------------------	--	-------------

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第一条の規定による改正前の法」に改める。

別表第二第一号の食品及び食品添加物の取扱い12中「第十一条」を「第十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

第十六条中「」及び「を」を「」、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項及び「」に改める。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例（平成十五年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例

第一条中「第四条第一項」の下に「及び第五条」を、「規制」の下に「及び砂防設備（同法第一条に規定する砂防設備をいう。以下同じ。）の管理」を加える。

第二条の見出しを「（行為の許可）」に改め、同条第二号中「たい積」を「堆積」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による許可（以下「行為の許可」という。）に、治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

第八条を第十六条とする。

第七条中「第二条」を「第二条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第十五条とし、第六条を第十四条とする。

第五条を第六条とし、同条の次に次の七条を加える。

（許可に基づく地位の承継）

第七条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の行為の許可又は占用の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、行為の許可に係る土地、竹木、工作物等又は占用の許可に基づく権利を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた行為の許可又は占用の許可に基づく地位を承継する。

2 行為の許可を受けた者から当該行為の許可に係る土地、竹木、工作物等を譲り受けた者は、当該行為の許可を受けた者が有していた当該行為の許可に基づく地位を承継する。

（権利の譲渡）

第八条 占用の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 占用の許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該占用の許可に基づく地位を承継する。

（原状回復の義務）

第九条 行為の許可又は占用の許可を受けた者は、制限行為を中止し、又は砂防設備の占用を終了し、若しくは廃止したときは、その者の負担で速やかに砂防指定地又は砂防設備を原状に復さなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(占用料の納入)

第十条 占用の許可を受けた者は、別表に定める占用料を納入しなければならない。ただし、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川に存する砂防設備に係る占用の許可については、この限りでない。

(占用料の納入方法)

第十一条 占用料は、前納しなければならない。ただし、当該占用の許可の期間が当該占用の許可を受けた日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の年度分の占用料は、規則で定めるところにより、毎年度、当該年度分を納入することができる。

(占用料の減免)

第十二条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(占用料の不還付)

第十三条 既に納入した占用料は、還付しない。ただし、占用の許可を受けた者の責めによらない理由により砂防設備を占用することができなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第四条中「第二条の規定による」を「行為の許可又は占用の」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「前条各号」を「第二条第一項各号」に改め、「行為」の下に「（第九条において「制限行為」という。）又は砂防設備の占用」を加え、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(占用の許可)

第三条 砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可（以下「占用の許可」という。）に、砂防設備の管理上必要な条件を付することができる。
 附則の次に次の別表を加える。

別表（第十条関係）

区	分	金	額（年額）
橋		一平方メートルにつき	四十五円
栈橋		一平方メートルにつき	四十五円
建物敷地		一平方メートルにつき	百十五円
軌道		一平方メートルにつき	五十円
電柱		本柱、支柱及び支線各一本につき	七百八十五円
水道管、排水管その他の管類及び電線その他の線類		一メートルにつき	九十九円
その他の占用		一平方メートルにつき	四十五円

備考

一 占用期間（占用期間が二年度以上にわたるときは、各年度の占用期間とする。以下この号において同じ。）が一年に満たないとき、又は占用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について月割りで計算する。この場合において、一月未満の日数は、一月とする。

二 占用面積が一平方メートルに満たないとき、又は占用面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について

一 平方メートルとして計算する。

三 占用物件の延長が一メートルに満たないとき、又は占用物件の延長に一メートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分について一メートルとして計算する。

四 占用期間が一月に満たない場合の占用料の額は、表の規定により算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

五 一件の占用料の額が百円に満たない場合の占用料の額は、百円とする。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「二百七十円」を「五百九十円」に、「二百九十七円」を「六百四十九円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている津軽港の船舶給水施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「時間」の下に「（以下「入出場可能時間」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、午前零時から午前二時まで及び午前七時から午後十二時までの時間以外の時間に自動車駐車場に入場し、及び自動車駐車場から出場することができるとする特別の必要があると認められるときは、知事は、入出場可能時間を別に定めることができる。

第四条中「別表」を「別表第一（前条第二項ただし書の規定により入出場可能時間が別に定められた場合にあつては、別表第二）」に改める。

第八条中「（平成十七年三月青森県条例第六号）」を削り、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（指定管理者に管理を行わせた場合の駐車に係る料金の納付等）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）に自動車駐車場の管理を行わせることとした場合は、自動車駐車場に自動車を駐車させる者は、第四条の規定にかかわらず、その駐車に係る料金（以下「駐車に係る料金」という。）を当該指定管理者に納付しなければならない。

- 2 駐車に係る料金の額は、別表第一（第三条第二項ただし書の規定により入出場可能時間が別に定められた場合にあつては、別表第二）に定める駐車料金の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。駐車に係る料金の額を変更する場合も、同様とする。
 - 3 第一項の規定により指定管理者に納付された駐車に係る料金は、当該指定管理者の収入とする。
 - 4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて駐車に係る料金を減免することができる。
- 別表中「第四条」の下に「、第八条」を、「休日」の下に「（以下「休日」という。）」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条、第八条関係）

区 分		金 額（一台につき）
イ	ロ及びハ以外の場合	<p>入場後一時間までにつき 二百十円</p> <p>一時間を超える場合</p> <p>超過時間三十分までごとに 百円</p>
ロ	午後六時（午後五時前に入場した自動車にあつては午後五時三十分以後午後六時前）の間に始まる三十分ごとの超過時間が経過した時、午後五時以後午後六時前に入場した自動車にあつては入場してから一時間が経過した時）から翌日の午前九時までの間使用する場合（ハの場合を除く。）	<p>千円</p> <p>ただし、イの場合に係る普通料金の額の算定の例により算定される額が千円未満となる場合については、当該額とする。</p>
ハ	午前四時三十分後午前九時前に入場し、かつ、当該入場した日の午前八時三十分以後午前九時前）の間に始まる三十分ごとの超過時間（午前八時以後午前九時前に入場した自動車にあつては、入場してから一時間）が経過する時まで使用する場合	<p>一時間までにつき 二百十円</p> <p>一時間を超える場合</p> <p>超過時間三十分までごとに 百円</p>
普通料金		

定期料金	全日使用する場合	月額	二万七千五百円
	日曜日及び休日を除く日の午前七時から午後十時までの間使用する場合	月額	一万六千五百円
	午後六時から翌日の午前九時までの間使用する場合	月額	一万三千六百円

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「時間」の下に「（以下「入出場可能時間」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、午前七時から午後十時までの時間以外の時間に駐車場に入場し、及び駐車場から出場することができることとする特別の必要があると認められるときは、知事は、入出場可能時間を別に定めることができる。

第四条中「別表」を「別表第一（前条第二項ただし書の規定により入出場可能時間が別に定められた場合にあつては、別表第二）」に改める。

第八条中「（平成十七年三月青森県条例第六号）」を削り、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（指定管理者に管理を行わせた場合の利用料金の納入等）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることとした場合は、駐車場の利用者は、第四条の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第一（第三条第二項ただし書の規定により入出場可能時間が別に定められた場合にあつては、別表第二）に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて利用料金を減免することができる。

別表中「第四条」の下に「、第八条」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条、第八条関係）

区 分		金 額（一台につき）
イ	ロからニまで以外の場合	入場後三十分までにつき 百十円 三十分を超える場合 百円 超過時間三十分までごとに
ロ	土曜日、日曜日及び休日における午前七時から午後十時までの間に おいて二時間を超えて使用する場合	五時間までごとに 五百円 ただし、五時間に満たない端数がある場合で、その端数部分が二時間を超えないときは、その端数部

令和二年三月二十七日

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

月ぎめ料金		普通料金	
日曜日及び休日を除く日の午前七時から午後十時までの間使用する場合	全日使用する場合	<p>ハ 午後九時（午後八時三十分前に入場した自動車にあつては午後八時三十分以後午後九時前に始まる三十分ごとの超過時間が経過した時、午後八時三十分以後午後九時前に入場した自動車にあつては入場してから三十分が経過した時）から翌日の午前七時三十分までの間使用する場合（ロ及びニの場合を除く。）</p> <p>ニ 午前五時後午前七時三十分前に入場し、かつ、当該入場した日の午前七時以後午前七時三十分前に始まる三十分ごとの超過時間（午前七時以後午前七時三十分前に入場した自動車にあつては、入場してから三十分）が経過する時まで使用する場合</p>	<p>分については、三十分までごとに百円とする。</p> <p>五百五十円</p> <p>ただし、イ又はロの場合に係る普通料金の額の算定の例により算定される額が五百五十円未満となる場合については、当該額とする。</p>
月額	月額	<p>三十分までにつき</p> <p>三十分を超える場合</p> <p>超過時間三十分までごとに</p>	<p>百十円</p> <p>百円</p>
月額	月額	<p>一万六千五百円</p>	<p>二万七千五百円</p>

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 下水道事業

第一条に次の一項を加える。

3 法第二条第三項の規定に基づき、第一項第三号に掲げる公営企業に同条第二項に規定する財務規定等を適用する。

第二条に次の一項を加える。

3 下水道事業は、青森県流域下水道条例（昭和六十二年三月青森県条例第一号）第二条第一項の表に定めるところにより市町村が管理する公共下水道により排除される下水を受けて、これを処理し、並びに青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）第三条の表に定めるところにより十和田湖の湖畔における汚水を排除し、及び処理するものとする。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（青森県特別会計条例の一部改正）

2 青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県下水道事業特別会計の項を削る。

（青森県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の青森県特別会計条例の規定による青森県下水道事業特別会計の令和元年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

(青森県公共下水道条例の一部改正)

4 青森県公共下水道条例(平成三年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「に關し」を「及び運営に關し」に改める。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例(平成二十五年三月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の第三号に次のただし書を加える。

ただし、共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分(住戸以外の住宅の用途

に供する部分をいう。以下同じ。)について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年^{経済産業省}令第一号)第一条第一項^{国土交通省}

第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、表の第一号に定める額とする。

別表の備考の第三号の表中「(住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。)」を削り、同備考の第四号に次のただし書を加える。

ただし、共同住宅等又は複合建築物に係る計画変更認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、表の第二号に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中

一戸建ての住宅	省令第一条第一項第二号イ(1)の基準を用いる場合
	省令第一条第一項第二号イ(2)の基準を用いる場合

を

共同住宅等	
省令第一 条第一項 第二号イ (2)の基準 を用いる 場合	省令第一 条第一項 第二号イ (1)の基準 を用いる 場合

を

共同住宅等	
省令第一 条第一項 第二号イ (2)(ii)又は (3)の基準 を用いる 場合	省令第一 条第一項 第二号イ (1)(i)又は (ii)の基準 を用いる 場合

に、

一戸建ての住宅	
省令第一 条第一項 第二号イ(2)(i)又は(3)の 基準を用いる場合	省令第一 条第一項 第二号イ(1)(i)の基準を 用いる場合

に、

住宅部分	
省令第一 条第一項 第二号イ (1)の基準 を用いる 場合	省令第一 条第一項 第二号イ (2)の基準 を用いる 場合

を

住宅部分	
省令第一 条第一項 第二号イ (1)(i)又は (ii)の基準 を用いる 場合	省令第一 条第一項 第二号イ (2)(i)若し くは(ii)又 は(3)の基 準を用い る場合

に改め、同表の備考の第五号中「第二号」の下に「(第三号の規定が適用される場合

にあつては、同号)」を加え、「第三号」を「表の第三号(第三号の規定が適用される場合にあつては、同号)」に改め、同号を同備考の第六号とし、同備考の第四号中「第三号」及び「第二号」の下に「(第三号の規定が適用される場合にあつては、同号)」を加え、同号を同備考の第五号とし、同備考の第三号中「第二号」の下に「(前号の規定が適用される場合にあつては、同号)」を加え、「同号」を「表の第二号(前号の規定が適用される場合にあつては、同号)」に改め、同号を同備考の第四号とし、同備考の第二号の次に次の一号を加える。

三 共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者、計画変更認定を受けようとする者又は法第三十六条第一項の規定による建築

物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。）について省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、表の第二号から第四号までの規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については表の第二号、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については表の第三号、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については表の第四号の規定により算定した額

ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については表の第二号、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については表の第三号、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については表の第四号の規定中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額

住戸の数が四以下	単位住戸（省令第一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の床面積の合計が三百平方メートル未満
住戸の数が五以上十五以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満
住戸の数が十六以上四十五以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満
住戸の数が四十六以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
住戸の数が二以上四以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

- 一 保証人（次のいずれにも該当する者で知事が適当と認めるものに限る。）の署名する請書を提出すること。
 - イ 県内に居住する者であること又は県外に居住する者で県営住宅の入居の承認を受けた者の三親等以内の親族であるものであること。
 - ロ 独立の生計を営み、かつ、県営住宅の入居の承認を受けた者と同程度以上の収入を有する者であること。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「以下」を「第三号及び第七条第二項において」に改める。

第九条第一項第一号を次のように改める。

- 一 保証人（次のいずれにも該当する者で知事が適当と認めるものに限る。）の署名する請書を提出すること。
 - イ 県内に居住する者であること又は県外に居住する者で入居承認者の三親等以内の親族であるものであること。
 - ロ 独立の生計を営み、かつ、入居承認者と同程度以上の収入を有する者であること。
- 第二十条第三項中「年五分の割合」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条の法定利率」に改める。

別表南桜川団地の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表南桜川団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に青森県特定公共賃貸住宅条例第十四条の規定による家賃の減額があった場合における当該家賃の減額により減じた額に付すべき利息に係る割合については、改正後の青森県特定公共賃貸住宅条例第二十条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第十二号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表分べん料の項中「十一万円」を「十五万円」に、「十六万五千円」を「二十二万五千円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、五八八人」を「二、五三五人」に、「二八九人」を「一九二人」に、「一、一六九人」を「一、二〇二人」に、「三、〇七九人」を「三、〇六五人」に、「四、八六一人」を「四、八〇八人」に、「一一、九一〇人」を「一一、八二六人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

別表第一号イの表中

小学校児童、義務教育学校前期課程児童及び幼児

百十円

を

小学校児童、義務教育学校前期課程児童及び幼児（小学校又は義務教育学校前期課程に就学するまでの者をいう。以下同じ。）

百十円

に改め、同表の備考を削り、別表中第五

号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 スポーツクライミング施設の使用の場合

区		分		金額（一回につき）		
団体 （二十人以上のものに限る。）	個人	小学校児童、義務教育学校前期課程児童及び幼児	一般	一人につき	五十円	
		中学校生徒、義務教育学校後期課程生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般	一人につき	百十円	
		高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一般	一人につき	二百二十円	
	個人	一般	小学校児童、義務教育学校前期課程児童及び幼児	一般	一人につき	五十円
			中学校生徒、義務教育学校後期課程生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般	一人につき	百十円
			高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一般	一人につき	二百二十円
		一般	小学校児童、義務教育学校前期課程児童及び幼児	一般	一人につき	五十円
			中学校生徒、義務教育学校後期課程生徒及び中等教育学校前期課程生徒	一般	一人につき	百十円
			高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一般	一人につき	二百二十円
			高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一般	一人につき	四百十円

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

青森県県税条例及び青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県県税条例及び青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条の十七第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「許可」の下に「(同法第二条第二項第一号に係るものに限る。)」を加える。

(青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部改正)

第二条 青森県古物営業許可申請手数料等徴収条例(平成七年十月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

第二条第一号中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に改め、同条第三号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭